

平成29年4月からの入札契約制度を変更します

下記の案件につきまして、別添のとおり入札契約制度の変更等を行いましたので、お知らせいたします。

なお、平成29年4月1日以降に公告等入札手続を開始する案件からの実施を予定しております。

【変更事項等】

- 1 工事請負契約に係る発注標準金額の変更
 - (1) 等級区分設定業種における発注標準金額
 - (2) 共同企業体の構成員数の設定基準となる発注標準金額
 - (3) 総合評価落札方式の適用対象となる発注標準金額
- 2 工事請負契約における社会保険等未加入対策の対象範囲の拡大
- 3 公共工事代金債権信託（コントラスト）制度の創設

平成29年4月実施の入札契約制度の見直しについて

1 工事請負契約に係る各種発注標準金額の見直し

(1) 現行の運用

①等級区分設定業種における発注標準金額

登録事業者の等級区分を設定する業種について、業種及び等級区分ごとに定めた予定価格の範囲に応じて入札参加者を選定

②共同企業体の構成員数の設定基準となる発注標準金額

要綱に定めた対象工事について、業種ごとに定めた予定価格の範囲に応じて共同企業体の構成員数を決定

③総合評価落札方式の適用対象となる発注標準金額

予定価格が一定金額以上の発注工事について、総合評価落札方式を適用

(2) 課題

- 近年の物価上昇や消費税率引き上げ等の状況に対応した金額改定が必要
- 中小事業者の技術力向上に伴う単独業者で施工可能な発注金額の拡大に対応した金額改定が必要
- 技術者不足の状況を踏まえた入札参加者確保への対応が必要

(3) 見直しの考え方

「①等級区分設定業種における発注標準金額」は、平成5年度以降全面改正は実施しておらず、その他のものも近年金額改定を行っていないことから、**平成5年度改正時を基準**として、**国等で公表している建設工事費や資材価格など物価上昇に関する指標や消費税率の上昇分**を踏まえて見直しを検討。

(4) 改正内容（別紙の各表を参照）

上記(3)の考え方を踏まえ、業種ごとの状況を総合的に勘案のうえ、各区分における金額を引き上げる。

※ **①等級区分設定業種における発注標準金額**は、上記(3)の考え方を踏まえて**15%程度引き上げ**。
(業種「水道施設」は、H17年度以降管路材料の調達を含めた発注方法に変更したことも加味)

②共同企業体の構成員数の設定基準となる発注標準金額は、上記①と同様**15%程度の引き上げをベース**とし、各業種の発注件数や、業界団体からの要望及びそれを踏まえた発注部署との意見調整の上で、**各業種に応じた一定金額を引き上げ**。

③総合評価落札方式の適用対象となる発注標準金額は、上記①・②と同様、**基準額を15%程度引き上げ**。

2 工事請負契約における社会保険等未加入対策の対象範囲の拡大

(1) 現行の運用

建設産業の持続的な発展に必要な人材確保等の一環として、平成27年4月1日から取組を実施。

(対象工事)

下請総額3,000万円以上(建築一式工事は、4,500万円以上)の本市発注工事

(実施事項)

- ①社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を禁止
- ②違反業者を建設業許可権者へ通報
- ③違反業者への措置(指名停止、当該工事の成績評価の減点)

(2) 課題

国や近隣自治体では、**金額要件を撤廃**(国土交通省:H27年8月、横浜市:H27年12月、相模原市:H28年4月)

(3) 改正内容

「**下請契約を締結するすべての工事**」に**対象を拡大(金額要件を撤廃)**

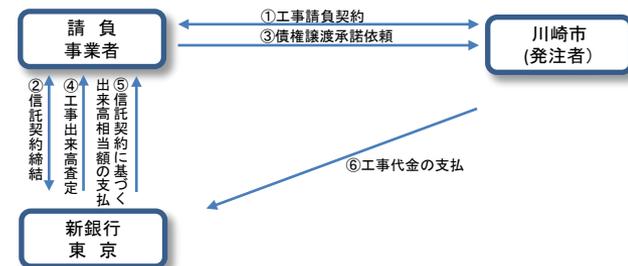
3 公共工事代金債権信託(コントラスト)制度の創設

(1) 制度概要

平成29年3月10日締結の本市と東京TYフィナンシャルグループとの「産業振興に関する包括連携協定」の連携事項

- 川崎市から公共工事を受注・施工している建設事業者について、「公共工事代金債権信託(コントラスト)」(以下「コントラスト」)の利用が可能。
- 「コントラスト」は、発注者である地方自治体等の承諾を得て、建設業者が工事代金債権を新銀行東京に譲渡することにより、工事の進捗に応じた迅速な資金調達が可能とする制度である。
- 「コントラスト」を活用することで、建設事業者は、工事完成前に工事請負代金債権を現金化することが可能。

(2) スキーム



- ①工事請負契約 建設事業者から川崎市に対する工事代金債権が発生
- ②信託契約締結 建設事業者から新銀行東京に工事代金債権を信託
- ③債権譲渡承諾 建設事業者・新銀行東京から川崎市へ債権譲渡を申請、川崎市から両者へ承諾
- ④工事出来高査定 新銀行東京が委託する査定事業者が工事出来高を査定
- ⑤出来高相当額支払 新銀行東京は信託契約に基づく出来高相当の額を建設事業者へ支払う。
- ⑥工事代金の支払 竣工後、川崎市は新銀行東京に工事請負代金を支払う。

(3) 既存の資金調達支援方法との比較

メリット: 融資制度に比べ**資金調達が迅速**(新銀行東京との信託契約における財務諸表等の財務内容審査が不要)

内払制度比べ、**資金調達申込みの回数制限がなく、2回目申込では、申込日から最短7営業日で資金交付可能**

1. 等級区分設定業種における発注標準金額

業種	等級	現行	見直し後
土木工事	A	6,000万円以上	7,000万円以上
	B	2,000万円以上 6,000万円未満	2,500万円以上 7,000万円未満
	C	1,000万円以上 2,000万円未満	1,200万円以上 2,500万円未満
	D	1,000万円未満	1,200万円未満
下水道管きょ工事	A	7,000万円以上	8,000万円以上
	B	3,000万円以上 7,000万円未満	3,500万円以上 8,000万円未満
	C	700万円以上 3,000万円未満	800万円以上 3,500万円未満
	D	700万円未満	800万円未満
舗装工事	A	3,000万円以上	3,500万円以上
	B	1,000万円以上 3,000万円未満	1,200万円以上 3,500万円未満
	C	1,000万円未満	1,200万円未満
建築工事	A	3億円以上	3億5,000万円以上
	B	7,000万円以上 3億円未満	8,000万円以上 3億5,000万円未満
	C	1,300万円以上 7,000万円未満	1,500万円以上 8,000万円未満
	D	1,300万円未満	1,500万円未満
電気工事	A	5,000万円以上	6,000万円以上
	B	1,500万円以上 5,000万円未満	1,800万円以上 6,000万円未満
	C	1,500万円未満	1,800万円未満
空調衛生工事	A	5,000万円以上	6,000万円以上
	B	1,500万円以上 5,000万円未満	1,800万円以上 6,000万円未満
	C	1,500万円未満	1,800万円未満
水道施設工事	A	6,500万円以上	9,000万円以上
	B	2,500万円以上 6,500万円未満	3,000万円以上 9,000万円未満
	C	2,500万円未満	3,000万円未満

2. 共同企業体の構成員数の設定基準となる発注標準金額

業種	等級	現行	見直し後
土木工事	2者	1億5,000万円以上 7億円未満	2億円以上 9億円未満
	3者以内	7億円以上 30億円未満	9億円以上 40億円未満
	4者以内	30億円以上	40億円以上
下水道管きょ工事	2者	2億円以上 7億円未満	2億5,000万円以上 9億円未満
	3者以内	7億円以上 30億円未満	9億円以上 40億円未満
	4者以内	30億円以上	40億円以上
舗装工事	2者	1億5,000万円以上 7億円未満	2億円以上 9億円未満
	3者以内	7億円以上	9億円以上
建築工事	2者	5億円以上 8億円未満	8億円以上 15億円未満
	3者以内	8億円以上 15億円未満	15億円以上 25億円未満
	4者以内	15億円以上	25億円以上
電気工事	2者	2億5,000万円以上 10億円未満	3億5,000万円以上 14億円未満
	3者以内	10億円以上	14億円以上
給排水衛生工事	2者	1億5,000万円以上 10億円未満	2億5,000万円以上 14億円未満
	3者以内	10億円以上	14億円以上
空調和工事	2者	1億5,000万円以上 10億円未満	2億5,000万円以上 14億円未満
	3者以内	10億円以上	14億円以上
水道施設工事	2者	2億円以上 7億円未満	2億5,000万円以上 9億円未満
	3者以内	7億円以上 30億円未満	9億円以上 40億円未満
	4者以内	30億円以上	40億円以上
造園工事	2者	1億5,000万円以上 7億円未満	2億円以上 9億円未満
	3者以内	7億円以上	9億円以上

3. 総合評価落札方式の適用対象となる発注標準金額

	現行	見直し後
市長部局	1億5,000万円以上	1億8,000万円以上
市長部局(業種:建築)	3億円以上	3億5,000万円以上
上下水道局	2億円以上	2億5,000万円以上